

入札説明書

第366会計隊飯塚派遣隊の106号建物他便所改修設計に係る入札公告（建設のためのサービスその他の技術的サービス（建設工事を除く））に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札公告日 令和7年6月3日

2 契約担当官等

分任契約担当官 陸上自衛隊飯塚駐屯地

第366会計隊飯塚派遣隊長 卯津江 一幸

〒820-0064 福岡県飯塚市津島282

3 業務概要

(1) 業務の名称

106号建物他便所改修設計

(2) 業務内容

本業務は、建築（総合）実施設計、機械・電気設備設計業務である。

内訳については、仕様書のとおり

(3) 履行期限 令和7年10月31日

(4) 再委託の禁止

本業務は建設工事に係る設計業務委託共通仕様書について（防整技第7188号.28.3.31）に示すものの他に、次の部分の再委託は認めない。

○公共建築設計業務委託共通仕様書（令和6年版）（国交省大臣官房官庁営繕部）

：建築主管・設備主管の測量・建設コンサルタント等業務（工事監理業務を除く。）に適用

(5) その他

本業務は、業務費内訳明細書の提出を義務付ける業務である。

4 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 防衛省における令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、測量・建設コンサルタント等業務の「建築」に係る「C」以上の格付を受け、九州防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2)の再度級別の格付を受けた者を除く。）でないこと。

(4) 一般競争参加資格確認申請書（以下(申請書)という。)及び競争参加資格確認資料（以下「技術資料」という。）の提出期限の日から開札の時点までの期間に九州防衛局長から工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領について(防整施(事)第150号。28.3.31)に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。

(5) 次に示す同種業務について、元請けとして平成27年4月1日から入札公告日までに、完了又は引き渡し完了した業務の実績を有すること。

・同種業務：

便所改修設計業務

なお、当該実績が平成16年4月1日以降に契約した防衛省旧防衛施設局、旧防衛施設支局及び旧装備施設本部（以下「旧防衛施設局等」という。）を含む。）の業務に係るものにあつては、業務成績評定通知書の業務評定点（総合点）が65点未満のものを除くこと。

(6) 入札に参加しようとする者（以下「入札参加希望者」という。）の間に次の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合は除く。）。

なお、この場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ること、入札心得書第5条第2項の規定に抵触するものでない。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2の規定による子会社等をいう。以下同じ。）若しくは子会社の一方が会社更生法第2条第7項に規定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中である場合を除く。

(ア) 親会社と子会社の関係にある場合

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社である場合は除く。

(ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(7) 第366会計隊飯塚派遣隊が発注した業務のうち、令和5年度及び令和6年度に完了又は引き渡し完了した業務の実績がある場合には、評定点の平均が65点以上であること。

(8) 次の基準をすべて満たす技術者を配置できること。

ア 配置予定管理技術者

配置予定管理技術者については、次の(ア)から(ウ)までに示す条件をすべて満たす者である。

(ア) 平成27年4月1日から入札公告日までに完了又は引き渡し完了した業

務のうち、次に示す同種業務における経験を有する。

- ・ 同種業務

- 便所改修設計業務

なお、当該経験が平成16年4月1日以降に契約した防衛省発注機関（契約担当官が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局、並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長及び航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。（旧防衛施設局等を含む。）の業務に係るものにあつては、評定点が65点未満のものを除く。

- (イ) 令和7年6月3日現在の手持ち業務量（本業務を含まず、特定後未契約のものを含む。）が5億円未満かつ10件未満である。

ただし、令和7年6月3日現在の手持ち業務に第366会計隊飯塚派遣隊と契約した業務で予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る価格で落札した業務がある場合は、手持ち業務量が2.5億円未満かつ5件未満である者とする。手持ち業務とは管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務をいう。

- (ウ) 入札公告日の時点で申請者と直接的な雇用関係がある。

- (9) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者でないこと。
- (10) 情報保全に係る履行体制について懸念が存在する者又は業務従事者若しくは親会社等の国籍その他これに類するものが、発注者との契約に違反する行為を求められた場合に、これを拒む権利の実効性をもって法的に保障されない国又は地域に該当する者及び国連安保理決議において労働許可を提供しないことが決定されている国又は地域に該当する者は入札参加を認めない。

5 担当部局

- (1) 〒820-0064 福岡県飯塚市津島282

陸上自衛隊飯塚駐屯地 第366会計隊飯塚派遣隊契約班

担当 吉田、卯津江

TEL 0948-22-7651 内線385、380

FAX 0948-22-7053 直通

- (2) 仕様書の内容に関する問い合わせ先

陸上自衛隊飯塚駐屯地 業務隊 管理科

担当 杉本、高巢

TEL 0948-22-7651 内線734、733

6 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、上記4に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料（以下「申請書等」という。）を提出し、契約担当官等から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

また、上記4(2)の格付を受けていない者も次に従い申請書等を提出することができる。この場合において、4(1)及び(4)から(10)までに掲げる事項を満たし、(7)に該当しないときは、開札の時に於いて4(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。

当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時点において上記4(2)及び(3)に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書等を提出しない者及び競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。
申請書等の提出は、次に示すとおりとする。

ア 提出期間

令和7年6月3日から令和7年6月17日まで（行政機関の休日を除く）の毎日午前8時15分から午後5時00分まで。（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 提出方法 持参又は郵送等で提出すること。

ウ 提出場所 上記5に同じ。

(2) 申請書は、別紙第1により作成する。

(3) 技術資料は、次に従い作成する。

なお、アの実績及びイの経験については、平成27年度以降入札公告日までに業務が完成し、引き渡しが進んでいるものに限り記載することとし、記載する業務が、平成16年4月1日以降に契約した防衛省発注機関（旧防衛施設局等を含む。）の発注した業務の場合は、当該業務に係る業務成績評定通知書の写しを添付する。

ア 同種業務の実績

上記4(6)に掲げる資格があることを判断できる同種業務の実績を、1件記載する。記載する業務は、平成27年度以降入札公告日までに完成又は引き渡しが完了した業務とする。記載様式は別紙第2とし、図面、写真等を引用する場合も含め、A4版1枚に記載する。

イ 配置予定管理技術者の経歴等

保有する資格がある者については、資格証の写しを提出する。

手持ち業務は、令和7年6月3日現在、防衛省以外の発注者（国内外問わず）のものを含め全て記載する。手持ち業務とは、管理技術者又は担当技術者となっている契約金額500万以上の業務をいう。

記載様式は、別紙様式第3とする。

なお、配置予定技術者として複数の候補技術者の資格等を記載することもできる。また、同一の技術者を重複して複数業務の配置予定技術者とすることはできるが、他の業務を落札した又は特定されたことにより配置予定技術者を配置することができなくなったときは、入札への参加をできないものとし、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行う。また、他の業務を落札した又は特定されたことにより配置予定技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

入札後、落札者決定までの期間（予決令第86条の調査（以下「低入札価格調

査」という。)期間含む。)において、他の業務を落札した又は特定されたことにより、配置予定技術者を配置することができなくなった場合は、直ちにその旨の申し出を行う。

この場合において、事実が認められた場合には、当該入札を無効とする。

落札後、配置予定技術者が配置できないことが明らかになった場合は、不正又は不誠実な行為として、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

ウ 配置予定管理技術者の同種業務の経験

4(8)に掲げる資格があることが判断できる同種業務の経験を1件記載する。記載する業務は、平成27年4月1日から公告日までに完了又は引渡し完了した業務とする(原則として、着手時から完了時まで従事している業務とする。)

入札参加希望者以外が受注した業務経験を記載する場合は、当該業務を受注した企業名等を記載する。記載様式は別紙様式第3とする。

エ 契約書の写し等

同種業務の実績及び経験として記載した業務に係る契約書の写し及び当該業務を証明する資料を提出する。ただし、当該業務が、財団法人日本建設情報総合センターの「測量調査設計業務実績情報サービス(TECRIS/テクリス)」又は一般社団法人公共建築協会「公共建築設計者情報システム(PUBDIS)」に登録されている場合は、その写しを添付するものとし、契約書の写しを提出する必要はない。

(4) 競争参加資格の確認は、申請書等の提出期限をもって行うものとし、申請時に提出された返信用封筒により、令和7年6月27日までに通知する。

(5) その他

ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 契約担当官等は、提出された申請書等を競争参加資格の確認以外に申請者に無断で使用しない。

ウ 提出された申請書等は、返却しない。

エ 提出期限以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

オ 申請書等に関する問い合わせ先 上記5に同じ。

7 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、契約担当官等に対して競争参加資格がないと認められた理由について、次に従い説明を求めることができる。

ア 提出方法

書面(様式は自由とする。)を上記5に持参するものとし、郵送等によるものは受け付けない。

イ 提出期間

上記6(5)の通知の日から令和7年7月4日まで(行政機関の休日を除く。)の毎日、午前8時15分から午後5時00分まで。(正午から午後1時までの

間を除く。)

- (2) 契約担当官等は、(1)により説明を求められたときは、令和7年7月9日まで
に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

8 入札説明書に対する質問

- (1) 入札説明書に対して質問がある場合には、契約担当官等に対して、次に従い提出する。

ア 提出方法

書面（様式は自由とする。）を上記5に持参又は郵送等により提出する。

イ 提出期間

令和7年6月3日から令和7年7月9日まで（行政機関の休日を除く。）の
毎日、午前8時15分から午後5時00分まで。（正午から午後1時までの間
を除く。）郵送等による場合は令和7年7月9日午後5時必着。

- (2) (1)の質問に対する回答書は、令和7年7月10日から同年7月17日まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前8時15分から午後5時00分まで（正午から午後1時までの間を除く。）、上記5において閲覧に供する。

9 入札方法等

- (1) 入札書の提出方法等

ア 提出期間

令和7年6月30日 午前8時15分から令和7年7月17日午後3時00分
まで（正午から午後1時までの間を除く。）

イ 提出場所

上記5に同じ。

ウ 提出方法

入札書及び業務費内訳明細書を各々封筒に入れて封かんし、入札書を入れた封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を表記し、「入札書在中」と朱書きする。さらにこれらを1つの封筒に入れて封かんし、封筒の表に入札件名、開札日時及び商号又は名称を記載の上、持参又は郵送等により提出する。また、一般競争参加資格確認通知書又はその写しを提示又は同封する。

また、郵送等により提出する場合は、提出期限までに到達するように発送し、発送後速やかに担当部局に電話連絡する。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札回数は、原則として2回を限度とする。ただし、2回目の入札において落札者がいない場合は、3回目の入札を執行する場合もある。なお、予決令第9条の2の規定による随意契約は、特別な場合を除き適用しない。

10 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金免除
- (2) 契約保証金

納付。ただし、金融機関若しくは保障事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金の10分の1(落札者が低入札価格調査を受けた者の場合は請負金額の10分の3)以上とする。

11 業務費内訳明細書の提出

- (1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した業務費内訳明細書を提出しなければならない。
- (2) 業務費内訳明細書には、必ず表紙を付けるものとし、表紙には商号又は名称、住所及び代表者氏名(紙入札方式による場合は、必ず押印する。)並びに発注者名及び業務の名称を記載し、表紙以外には商号又は名称、住所及び代表者氏名を記載しない。
- (3) 提出方法等
 - ア 提出期間
上記9(1)アに同じ。
 - イ 提出場所
上記9(1)イに同じ。
 - ウ 提出方法
上記9(1)ウを参照。
- (4) 提出された業務費内訳明細書は返却しないものとする。
- (5) 業務費内訳明細書を提出しない者は、入札に参加することができない。
- (6) 業務費内訳明細書の確認の結果、別紙第4の各項に該当する場合は、入札心得書に規定する「その他入札に関する条件に違反した入札」として、当該入札参加者の入札を無効とする場合がある。
- (7) 提出された業務費内訳明細書について説明を求める場合がある。業務費内訳明細書について、必要に応じ公正取引委員会へ提出する場合がある。
- (8) 業務費内訳明細書は参考図書として提出を求めるものであり、契約上の権利義務を生じるものではない。

12 開札

- (1) 開札の日時及び場所
 - ア 開札日時 令和7年7月18日午前10時00分
 - イ 開札場所 陸上自衛隊飯塚駐屯地 会計隊入札室
- (2) 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、郵便等などの入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (3) 開札に立ち会わない場合でも、その者から提出された入札書は有効なものとして取り扱う。
- (4) (3)の場合において、再度の入札を行うこととなったときは、再度の入札への参

加の意思の有無を電話により確認するものとする。

- (5) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。
再度入札の日時については、発注者から連絡する。

13 入札の無効

- (1) 次に掲げる入札は無効とする。

ア 本公告において示した競争参加資格のない者のした入札

イ 申請書又は技術資料に虚偽の記載をした者の入札

ウ 現場説明書及び入札心得書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

なお、契約担当官等により競争参加資格のある旨確認された者であっても、落札決定の時点において上記4に掲げる資格のないものは競争参加資格のない者に該当する。

- (2) (1)の無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消す。

14 落札者の決定方法

- (1) 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
- (2) (1)の場合において、落札者となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの実施方法等については、発注者から指示をする。
- (3) 落札者となるべき者の入札価格が予決令第85条の規定に基づいて作成された基準（以下「調査基準価格」という。）を下回る場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力しなければならない。

15 手続きにおける交渉の有無 無

16 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

17 非落札理由の説明

- (1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の通知を行った日の翌日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に書面により、契約担当官等に対して非落札理由についての説明を求めることができる。ただし、書面を持参するものとし、郵送等によるもの受け付けない。
- (2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日（行政機関の休日を除く。）以内に書面により、回答する。

18 再苦情申立て

契約担当官等からの競争参加資格がないと認めた理由の説明に不服がある者は7(2)の回答を受けた日の翌日から起算して7日(行政機関の休日を除く。)以内に、書面により、契約担当官等に対して、再苦情の申立てを行うことができる。当該再苦情申立てについては、入札監視委員会が審議を行う。

- (1) 提出期間 令和7年7月8日から令和7年7月16日まで(行政機関の休日を除く。)の午前8時15分から午後5時までに行うこと。
- (2) 提出場所及び再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先は、上記6に同じ。

19 関連情報を入手するための照会窓口

上記5に同じ。

20 その他

- (1) 入札・契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、入札心得書及び契約書案を熟読し、入札心得書を遵守すること。
- (3) 申請書等に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 本業務を受注したコンサルタント及び本業務を受注したコンサルタントと資本、人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
- (5) 申請書等に記載した配置予定技術者は、病休、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないとして、承認された場合のほかは、変更を認めない。病休等特別な理由によりやむを得ず配置予定技術者を変更する場合は、上記4(8)に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上と認められる者を配置しなければならない。
- (6) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格者とは契約を行わない。